

いじめの原因と対策に関する心理学的考察

大野 久

1. はじめに

本稿では、いじめの原因と対策について著者がこれまでレビューしてきた研究の中で最も参考となったベルゲン大学心理科学部教授ダン・オルウェーズ (Dan Olweus, 1993/1995) によるいじめ研究を紹介するとともに、そこからわれわれが学ぶべき点について論考する。

2. ダン・オルウェーズのベルゲン研究

この研究はダン・オルウェーズの20年間にわたるいじめに関する研究に基づき、1980年代にノルウェーで行われた実践的な研究である。この研究は13万人に及ぶノルウェーの小中学生を対象にした「いじめアンケート調査」の結果と、42の学校で行われた「いじめ防止プログラム」からなっている。この「いじめ防止プログラム」の結果、2年間でいじめが半減し、生徒の非行も大幅に減少したと報告されている。具体的なプログラムを示し、さらにその実践によって、実際に効果を上げていることは特筆に値する。この研究は1986年に「いじめ-私たちが知っていることと私たちができる事」として発表され、わが国においては「いじめ-こうすれば防げる」の書名で1995年に川島書店から出版されている。

3. いじめの定義

ベルゲン研究において、いじめは「ある生徒が繰り返し長年にわたって一人または複数の

生徒による拒否的行動にさらされている場合」(P.28) その生徒はいじめられていると定義されている。さらに「この拒否的行動には、口で脅かしたり、侮辱したり、強要したり、悪口を言ったりなど、口頭によるものもあれば、殴ったり、押したり、蹴ったり、つねったり、監禁するなど、暴力を使うものもある。さらに、しかめっ面をしてみせたり、卑猥なジェスチャーをしたり、意図的に誰かグループから締め出したり、友達との仲をさくなど、言葉も暴力も使わないものもある。」(P.29) としている。一般には物理的な攻撃や脅しなどを連想しがちないじめという言葉の中に、表情やジェスチャー、グループからの締め出しや友達との仲をさくなど言葉や暴力を使わないものも定義に含まれていることは特筆される。

2006年まで「いじめ」を「(1)自分より弱い者に対して一方的に、(2)身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、(3)相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と定義していた文部科学省が、「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とし、さらに「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」とより広範囲に再定義したこ

とには少なからずベルゲン研究の影響があるように考えられる。

しかし、ベルゲン研究の定義と文部科学省の定義を比較検討すると、依然として文部科学省の定義は「攻撃を受けた」ことにとどまっており、ベルゲン研究の「拒否的行動」に比較すると攻撃をどう解釈するかによって、いじめがごく限定的な範囲にしか適用されない可能性も依然として存在している。

4. ノルウェーの全国調査から

本研究は前半のノルウェーの全国調査の結果の報告と、後半のいじめ防止プログラムの内容とその実践結果についての報告の大きく2つに分かれている。

ノルウェーの全国調査の結果については、統計から見たいじめの様態、いじめに関する一般的な誤解、「いじめられっ子」「いじめっ子」の特徴、いじめのメカニズム、いじめに関する人権問題などが報告されている。

①調査から見たいじめの様態

ノルウェーの全国調査の結果、1983年から84年のノルウェーの全小・中学校生徒の約15%が「ときどき」またはそれ以上の頻度でいじめに関わっていたことも分かった。さらに前述の中の5%が深刻ないじめに関わっていることが分かった。しかしこの結果はノルウェーだけではなく、スウェーデン、フィンランド、イギリス、アメリカ、カナダ、オランダ、日本、アイルランド、スペイン、オーストラリアなどにおいてもノルウェーと同じ割合がまたはそれ以上の割合でいじめが起こっていることも報告されている (P.32)。このことからいじめはあ

る国に特有の現象ではなく、全世界に一般的に生じている現象であることがわかる。

②いじめに関する一般的な誤解

いじめは登下校時ではなく、学校内で最もいじめが発生していること。都会と地方でいじめの発生頻度に違いがないこと。いじめの頻度と深刻さは学校の規模とは関係ないこと。休み時間および昼休みにおいて生徒と一緒にいる教員の数がいじめを減少させること。いじめは一過性ではなく、多くの場合、数年に及ぶ場合もあること。攻撃的な行動は成績が悪かったり、落第したことが原因では無いこと。外見上の逸脱がいじめられる原因では無いこと。ただひとつのいじめっ子の特徴として身体的な強さが挙げられることなども述べられており、いじめに関する一般的な常識よりも、いじめははるかに「普通」の状態が発生することが述べられている。

③統計から見たいじめ

ノルウェーの全国調査の結果から、注目すべきいくつかの点について見よう。前述のように全生徒のうち15%が時々またはそれ以上の頻度でいじめに関わっている。週1回以上の頻度では5%の生徒がいじめに関わっている。これは7人に1人の生徒がいじめに関わっており、20人に1人の生徒が週一回の頻度でいじめられているもしくはいじめているという数値である。40人程度のクラスではすべてのクラスで2人から5、6人の生徒が常にいじめにさらされていることになる。

また、学年が進むと年上の生徒が年下の生徒をいじめている傾向が強く、男女差に関しては間接的いじめ、すなわち、社会的孤立や、グループからの締め出しは、女子に多いが、男子の方

が女子よりも特に直接的いじめにさらされることが多く、いじめの犠牲になることが多い。さらに、いじめは増えていると報告されている

④「いじめられっ子」「いじめっ子」の特徴

「いじめられっ子」の特徴については、不安感が強く、自信がなく、用心深く、神経質で、おとなしい、特に低学年では、泣いたり、引きこもってしまう傾向がある。状況に否定的で「自分を敗北者、おろか、魅力がない」と思っているとされている。しかし重要な指摘として、だからといって、人間的にいじめられてよいはずはないことが強調されている。さらにこの調査の優れた点として、こうした生徒たちを24歳まで追跡調査していることである。その結果、小学校6年生から中学3年生まででいじめられっ子は、24歳時にはいくぶん抑鬱的、自信に欠ける傾向はあるが、社会適応としてはいたって普通であり、社会人として何の問題もない生活を送っていることも報告されている。

次に、「いじめっ子」の特徴として、攻撃的、教員等大人に対しても攻撃的、衝動的、他人に優越したい、同情心を持たない傾向があり、身体的に強健で、一般に予想されているような「不安が強く、自信がない」傾向はないことが示されている。顕著な特徴としては、攻撃的反応と(男子の)身体的強健さである。のちに述べる「追従者」「予備軍」には不安が強く、自信のないものもある。いじめっ子の心理的動機として、①力と優越に対する欲求、支配的、他者を服従させたいこと、②家庭環境にある種の敵意があり、人を傷つけたり、悩ませることで感情や衝動を満足させる傾向がある。また、③攻撃行動が利益をもたらす(貢がせる)。威信を

高めることもある。いじめられっ子と同様の追跡調査で、小学校6年生から中学3年生までのいじめっ子は、24歳時には過去のいじめられっ子の60%が1つ以上の有罪判決を、35～40%は3つ以上の有罪判決を受けていると報告されている。一般の青年が有罪判決を受ける割合は平均10%であるので、この数値は普通の4倍といえる。この報告では、いじめ問題を解決することは、いじめられている生徒たちを救うだけでなく、いじめっ子が将来犯罪者になることを防ぐ、重要な教育的取り組みであることが強調されている。

⑤いじめが発生するメカニズム

典型的ないじめが発生する心理的メカニズムについては以下のように説明されている。いじめっ子は、攻撃欲求、支配欲求、快感を求める心理からいじめ行動を行い、いじめられっ子はそれに対して、物理的に抵抗できず、相対的にひ弱であるため、いじめ行動を止めさせることはできない。「追従者」は、いじめられっ子が抵抗しないことを良いことに、いじめっ子に同調し、責任のない攻撃を行う。また攻撃的な行動を見ることでいじめっ子と同様の快感を得ている。さらにそれを取り巻く「傍観者」たちは自らが被害者になる不安から、その行為を抑止できない。教員や親たちは何が行われているかを知らない場合も多い。

⑥攻撃的子供を作る家庭環境

攻撃的子供を作る家庭環境については以下のように述べられている。A. 子供に対する温かみと関心の不足や拒否的態度を示す親が子供を攻撃的にし、他者に対する敵意を形成する。B. 攻撃行動を言いなりに許すからこと、愛情と子供

を世話することが少なく、あまりに自由が多い。C. 親が暴力的なこと。いわゆる暴力が暴力を呼ぶ。D. 気質的、生得的に攻撃的なこと。しかし、これは他と比較して相対的に影響は少ない。このような観察結果から養育時に親が子供への愛情と関心を持ち、してよいこと悪いことのはっきりしたけじめを示し、暴力を使わない養育が調和のとれた独立心のある子供を作るとしている。

⑦いじめと人権

以上のような調査結果を通して、ダン・オルウェーズは「何人も一般社会におけると同様学校においても虐待や繰り返しなされる意図的な屈辱にさらされない権利を持たなければならない。」という当然の基本的な民主主義原理の一部が学校の中でも実現されなければならないと強く強調している。

5. いじめ防止プログラム

ダン・オルウェーズはこうした調査結果に基づき、いじめ防止プログラムの提案と、その実践報告を行っている。いじめ防止プログラムの内容は以下の通りである。

①目標と成功のための必須条件

いじめ防止プログラムの目標は学校内外のいじめをできるだけ減らす（理想的には根絶すること。新たないじめの発生を防止すること。直接的いじめも間接的いじめもなくすこととしている。さらに、学校でよりよい仲間関係を築くこと、いじている生徒といじめられている生徒が学校内外で仲良くして、よりよい生活が出来るような条件を作りあげることと述べている。

また、いじめ防止プログラムの成功のための必須条件として、学校でも家庭でも大人が自分の学校のいじめについて問題意識を持つこと。大人自らが事態を変えることに真剣に取り組む決心をすることとしている。いじめを防止するための大人たちの責任の重さと主体的な取り組みの必要性が強調されている点は、特に注目に値する。

②無記名のいじめアンケート

いじめ防止プログラムに先だって、無記名のいじめアンケートを全校生徒対象に行う。その結果は、のちに述べるように、教員、生徒のほか親たちにも公表し、いじめの実態把握と防止プログラムの必要性を共有する。アンケートが無記名であること、さらにそれを公表することには大きな意味がある。この点については後述する。

③学校レベルの対策

いじめ防止プログラムの学校レベルの対策として、この問題は学校全体、すべての生徒の問題であり、学校全体として取り組むという姿勢を明確にする。そのために以下のような具体的な取り組みがある。

a. 全校会議

校長、教員、学校嘱託の心理学者、カウンセラー、親、生徒の代表をメンバーとする全校会議を立ち上げる。この会議では、前述したいじめアンケートの結果の公表を行い、長期活動計画を策定し、全校で真剣に取り組む気構えと責任感を共有する。

ここでは、会議のメンバーに親や生徒の代表も含んでいること、さらに、いじめを防ぐために、大人たちの本気になるという意思表示とそ

の共有が大きな意味を持つ。

b. 校庭での監督と魅力ある校庭作り

この点は、われわれにはそこまで必要なのかという意外な印象を受けるが、いじめは、校内で多く発生し、教員など大人が近くにいると、その発生件数は顕著に減少するという研究結果から、適当な数の外部の大人が休み時間に生徒と一緒に過ごすこと、さらに、大人たちがいじめを許さないという明確な態度を示すことが重要であると述べられている。俗に「プロレスごっこでじゃれている」という生徒たちの説明（いわけ）を信じず、暴力行為は直ちにやめさせることが必要とされる。また、教員だけでは手が足りない場合、親たちのボランティアも募るべきと述べている。

c. いじめホットライン

いじめについて、匿名で生徒や親からの電話に対応するいじめホットラインを開設する。この目標は電話をかけてきた本人が、応対担当者との個別面談にやってくることにあり、いじめの加害者を告発することが主な目的ではない。匿名で電話相談を繰り返したあと、安心して直接、個別面談ができるようにすることが目的である。

d.PTA 会合、親の勉強会

親たちにいじめの実態、原因、対策などを理解してもらうように会合や勉強会を開催する。特に、いじめと闘う決意を親たちにも知らせ、プログラムへの参加を求めることが重要とされる。いじめ問題を学校に閉じた問題とはせず、親たちにも参加、協力を求め、大人たちが真剣にいじめに向き合うことの重要性が読み取れる。

e. 教員グループ

学内で教員の具体的な対策グループをつくる必要があるが、そのグループは1グループ10人から12人で適切で、特に関心を持っている教員たちがグループを作るべきと述べられている。強制的に全員参加にはしない点は、実践経験に基づいた現実的な知見であろう。

④クラスレベルでの対策

クラスレベルでの対策として以下のことが挙げられている。

a. クラスのルール作り

「私たちは他の人をいじめません。私たちはいじめられている人を助けます。私たちは一人ぼっちになりやすい人を仲間に入れるようにします。」などのルールをクラスレベルで決めて掲げることはいじめ防止の最初の取り組みであり、効果がある。さらには、生徒達に真剣に取り組ませることが重要であるとしている。

b. 賞と罰

調査の結果、教員は教室で生徒をあまりほめていないことが明らかになっている。ルールに従った好ましい行動には、惜しみなくほめてやるが良いとされる。

罰は簡単に実行でき、生徒と敵対的にならないですみ、しかも何らかの不快を与えるようなものでなくてはならない。罰の例として、以下のようなものが挙げられている。「いじめた生徒との一対一の突っ込んだ話し合い」、「休み時間に校長室の前に座らせる」、「生徒を何時間かほかのクラス、たとえば下の学年のクラスなどに出席させる」、「休み時間に監督係りの教員のそばにさせる」、「校長のところに話に行かせること」などである。わが国における罰とは、

だいがニュアンスが違うことがわかる。わが国においては、生徒に直接的な苦痛を与えるものが多いが、この取り組みでは、むしろ生徒のプライドに関わる、恥の感覚を刺激するものが多いように思われる。

c. 学級会・ホームルーム、共同学習、クラス全体での楽しい活動

学級会・ホームルームでは、教員と生徒が、車座になって座るのがよい。時間は少なくとも週一回、できれば週の終わり、しかし最後の時間は避けることがよいと詳細な説明がある。共同学習では、生徒は2人から6人の小グループに分かれ、それぞれのグループが共同して1つの作業を行う。生徒相互のコミュニケーション、助け合いの姿勢が育つとされる。さらには、パーティー、キャンプ、ダンス会などクラス全体で楽しい活動も推奨されており、楽しい学級の雰囲気作りが重要であるとしている。

d. クラスのPTA 会合

クラス単位のPTA 会合も有効であり、親一般に対してのいじめ防止のための提案や助言が必要とされる。

⑤個人レベルでの対策

個人レベルでの対策として、以下のことが述べられている。

a. いじめている生徒との話し合い

いじめている生徒との話し合いの第一義的な目的は「われわれは学校やクラスの中でのいじめを断固許さず絶対にいじめをなくしていくこと」を明確に表明することである。往々にして、いじめをする生徒は性格が強く、自信があり、口がうまく、窮地から逃れるのがうまいが、前述したクラスで決めたルールが存在が、話し合

いの手がかりになると述べている。

b. いじめられている生徒と話し合い

いじめられっ子は、告げ口したことでさらなる被害に遭うことを恐れる傾向が強い。親も子供から口止めされていることが多いがこうした対象は、結局、事態を長引かせることになり、望ましくない。いじめの対策の重要な点はいじめられている生徒を保護すべきであるということである。中途半端にクラスでいじめ問題を取り上げて事態が悪化するケースも多々あるので、その点は十分に注意し、いじめが再び起こらないようになるまで注意深い観察が必要だと述べられている。こうした指摘も実践に基づいた具体的、有益な注意喚起である。

c. 両親との話し合い

クラス担任はいじめの両当事者とその親たちと一緒に話し合いをする場を設けるべきであると述べられている。事態について徹底的に話し合って、問題解決のための計画を立ていじめている側の生徒に適切な方向に指導してもらえるよう協力を取り付けることが目的である。双方の家族を引き合わせるとトラブルが起りそうな場合にはカウンセラーなどが参加することが良いとの詳細な配慮も述べられている。

d. クラス替えと転校

最後に、いじめ問題はそのクラスや学校の中で解決することが理想的であるが、どうしても止まらない場合は、クラス替えや転校も考えるべきである。同じクラスにいじめグループが集まっている場合、親との相談の上で別々のクラスに振り分けたり、別の学校に移すことも考える。しかし、こう考える場合、まずいじめをしている生徒を移すと述べられている。この発想

は従来の我が国には無い考え方であり、参考になるとともに大変考えさせられる指摘である。

⑥いじめ防止プログラムの効果

このプログラムはベルゲンの28の小学校と14の中学校、小学校4年生から中学校3年生までの、約2,500名が参加し、いじめ防止プログラムが施行される4カ月前の1983年5月とプログラムが1983年10月初旬に導入されてから、8ヶ月後の1984年5月、および、20ヶ月後の1985年5月に結果が測定された。

主な効果は以下の通りである。プログラム導入2年間でいじめが半分、またはそれ以下に激減した。性別、学年を問わず、直接的いじめ間接的いじめの両方にこの効果がみられた。

ダン・オルウェーズは、いじめ問題はいじめを容認しないという大人の側の意志と真剣な取り組みにすべてがかかっていると結んでいる。

6. いじめの実態といじめ防止プログラムに関する心理学的考察

以上、ダン・オルウェーズの調査研究及びいじめ防止プログラムについて見てきた。ここからはこの試みの中で心理学的に特に重要と思われる点について、考察を進めていきたい。

①いじめられている生徒には全く非がないということ。

4. ⑦「いじめと人権」で述べられている通り、いじめられている生徒には全く非がない。知的にも身体的にも社会的にも何らかのハンデキャップがあったとしても、それを理由に暴力を振るったり、恐喝したり、脅迫する事は正当化できない。学校以外の一般社会ではそのような行為は、刑事犯罪となる。学校の中で起こっ

たこと、もしくは生徒間で起こったことを理由に見過ごしたり、行為によっては罪に問わないという事はあってはならないことである。この点についてわが国の現状を見ると、認識の甘さを感じとられる。

②いじめられる方にも悪いところがあるという論理の誤り

上述の問題を踏まえて考えよう。「いじめられる方にも悪いところがある」という論理は、一般的に見聞きすることが多い。しかしこの誤った認識を持っている以上、いじめをなくすことができない。

以下のような思考実験でそれが明らかになる。教員が生徒に向かって「いじめられる方にも悪いところがある」と発言した状況を想定してみよう。重要なポイントはその生徒の中にいじめられている生徒もいじている生徒も同時に存在していることである。いじめられている生徒は上述の調査の結果、不安感が強く、自信がなく、ひきこもってしまう傾向が示されている。こうしたことから、いじめられている生徒は内罰傾向が高く、「悪いところがある」とされた場合、いじめの原因を自らに帰属し、他者に救いを求めたり、ましていじている生徒の非を訴えることはできなくなるであろう。これに対して、いじている生徒の立場では、自らのいじめ行為を正当化したい潜在的動機から、いじめられている方に「悪いところがある」ことに原因帰属し、自らの行為を正当化する。したがって、教員の「いじめられる方にも悪いところがある」という論理は、生徒には「いじめの方が当然悪いが、いじめられる方にも若干悪いところがある」とは聞こえず「いじめられる

方が悪い」としか伝わらない可能性が大きい。このため、教員のこの言動はいじられる側、いじめる側の双方にとって、いじめを助長することはあっても抑止する効果はない。さらに原点に立ち戻れば「いじめられる方は悪くない」のである。したがって、教員が生徒に向かって「いじめられる方にも悪いところがある」と言っただけでは重要なことではない。さらには、いじめをなくすことは重要である。

③大人が真剣に取り組むこと以外、いじめをなくすことはできないということ

いじめ防止プログラムの中核にある思想として、成功のための必須条件、およびプログラムの効果の結びに述べられているように「大人自らが事態を変えることに真剣に取り組む決心をすること」がある。いじめの状況の中でいじめられている、もしくは、いじている生徒たちが自らいじめをなくすことができるであろうか。いじめられている生徒について考えてみよう。いじめられている生徒は告発しても大人たちや他の生徒たちから無視される、いじめられる方が悪いと言われる、さらには報復さえ予想されるため、一般に被害を訴えることもない。いじている生徒の側では、攻撃動機の発散、暴力的な権力、恐喝による物質的・金銭的利得があるためそれを自ら止めることはない。また、他者の攻撃を受ける事を見ることによる快感を得る追従者や、自分が被害者になる不安を持つ傍観者たちもいじめを止めるように努力することは無いであろう。このように考えると、教室の中で唯一、いじめをやめさせることができる立場にある存在は教員のみである。クラス担任1人だけでこの問題を背負うのはあまりに負担が大きいので、見て見ぬふりをする事はあり得る

ことである。さらには、いじている側を正当化してその権力を学級運営に利用するような悪質なケースも存在するであろう。しかし、いじめをやめさせることができる唯一の存在であることを考えると、その責任は重大であり、教員という職業倫理から、さらには人間としての倫理からもこの問題に立ち向かう必要がある。しかし、当然1人では手が足りない、責任が重すぎると考えられる。その点、学校全体での取り組み、教員によるチーム編成、親たちの協力も仰ぐなどのいじめ防止プログラムの方法などは今後いじめ対策に対して有益な知見である。

かつてわが国では、親たちの学校運営に参加することを教員たちが嫌う傾向や、校内の問題、いじめ等を含む不祥事と思われる事象は学外には知られたくないという状況があったように思う。これに対していじめ防止プログラムにおける全校会議に、教員やカウンセラーのほか親や生徒の代表まで参加させる事は全く逆の発想である。教員、親、生徒をも含んだ全体としていじめの問題を共有し、取り組むという姿勢により、学校だけでは解決できない家庭の問題をも含んだ対策が功を奏したという結果を見ると、かつての我が国の学校の閉鎖的な状況がいじめ問題の解決を阻んできたという見方もできる。

④「いじめる生徒は将来、犯罪者になる可能性が高いということ

筆者にとって印象深かった事は、「小学校6年生から中学3年生までのいじめっ子は、24歳時には過去のいじめられっ子の60%が1つ以上の有罪判決を、35～40%は3つ以上の有罪判決を受けている」という事実である。「いじめは悪いこと、いじめっ子は悪い生徒」と短

絡的に考えてしまいがちであるが、いじめっ子が将来犯罪者になる可能性が高く、いじめをやめさせることがそういう生徒が将来犯罪者になることを防ぐことであるという観点は卓越している。ちなみに24歳までの地道な追跡調査の結果も説得力あるデータを提供している。こうした観点の背景にはいじめられている生徒もいじめている生徒も両方を救うという教育的な配慮が感じられ、このいじめ防止プログラムが成功した原因の一つとしてこうした配慮がプログラムの参加者全てに共感を以て受け入れられたということが考えられる。

⑤個人情報の保護

いじめ防止プログラムでは、いじめの実態に関する情報を、教員、親、生徒で共有することの重要性も強調しているが、その一方で生徒の個人情報を保護することにより、いじめられている生徒を守る十分な配慮も行われている。

まず、プログラムに先立つ全学調査を無記名で行っている。心理学などで用いる意識調査は無記名が常識的である。大学における授業評価アンケートでも多くの場合、無記名で行われている。しかし、教員にとって不都合な情報が示された場合、調査を記名式で行うべきという議論は往々にして起きるものである。ある大学教員が授業中に記名式で行ったリアクションペーパーによる授業評価と、無記名で行った授業評価アンケートの結果が大きく違ったと言うエピソードを語っていた事がある。当然ながら記名式の授業評価は無記名のものよりも高い得点が

得られたわけであるが、単位認定権をもつ教員への学生の記名式の評価が甘くなるのは、単位を与えるものと受けるものという一定の権力関係の中では当然発生するであろう現象である。単なる授業評価でもこのような現象が発生するのであるから、心理的、身体的な被害が予想されるいじめ問題では、いじめられている生徒の個人情報の保護は重要な課題である。

いじめ防止プログラムの中では無記名のアンケート調査のほか、ホットラインの設置に関しても同様な配慮が受け取れる。ホットラインは匿名の原則であり、継続して電話相談を行った結果、被害を受けている生徒が安心して直接の個人面談を受けることができるようになるように支援することが目的である。こうした配慮がある事は、わが国において散見される匿名の相談は受け付けないといったシステムとは対照的である。こうした取り組みの第一義的的目的がいじめられている生徒を守ることであることを再認識すべきであり、わが国における対応も改善されてきてはいるが、さらなる配慮と改善の取り組みが必要であろう。

引用文献

Olweus, D., 1993 Bullying at School. :What we know and we can do. Hoboken, New Jersey, Wiley-Blackwell. (ダン・オルウェーズ 1995 いじめ-こうすれば防げる-ノルウェーにおける成功例 川島書店)